

セーフティーネット保証４号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第２条第５項第４号】（突発的災害（自然災害等））

● 認定に当たっての要件

（１）指定を受けた地域において１年間以上継続して事業を行っていること。

※個人の場合は事業実態のある事業所、法人の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所があきる野市内にある中小企業者。

（２）①指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近１か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれること。

②業歴３か月以上１年１か月未満かつ災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合
最近１か月の売上高等が災害発生直前の平均売上高等と比較して、２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、災害発生直前の３か月間の売上高等と比較して、２０％以上減少することが見込まれること。

③業歴３か月以上１年１か月未満かつ災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合
最近１か月の売上高等が最近１か月を含む最近３か月間の平均売上高等と比較して、２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、最近１か月を含む最近３か月間の売上高等と比較して、２０％以上減少することが見込まれること。

● 申請に必要な書類

（１）認定申請書

２部

（２）売上高等チェックシート（指定様式）※事前に計算してください。 １部

（３）中小企業信用保険法第２条第５項第４号

の規定による認定申請に関わる誓約書

１部

（４）委任状（代理申請の場合）

１部

（５）事業所の実在が確認できる書類

○法人 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後３か月以内の原本又は写し

○個人事業主 青色申告決算書一式または収支内訳書一式、開業届、許認可証等

（６）認定申請書に記載されている内容（月ごとの売上高等）が確認できる資料

（月次試算表、売上台帳、法人事業概況説明書、総勘定元帳、領収書・請求書等）

（７）確定申告書又は決算書の写し（直近決算期分） １部

● 申請と認定の手続きについて

（１）上記書類がそろいましたら商工振興課窓口に提出してください。

（２）認定申請に当たっては、１週間ほど余裕をもってお申し込みください。

認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、商工振興課窓口まで直接受取にお越しください。

（３）委任状による金融機関の代行も可能です。

問い合わせ：あきる野市役所商工観光部商工振興課商工振興係
電話 ０４２－５５８－１８６７（ダイヤルイン）
FAX ０４２－５５８－１１１９